

個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しについての各種団体からの提案  
 (内閣府規制改革会議規制改革ホットラインに寄せられたもの)

平成25年度、平成26年度(4月から12月分まで)に内閣府規制改革会議規制改革ホットラインに寄せられた、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しに係る提案は以下のとおり。

<平成25年度>

提案主体	提案事項	提案の具体的内容
全国地方銀行協会、都銀懇話会	教育ローン、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	<p>(a) 大学等との提携による教育ローン、および(b) リフォームローンを割賦販売法の規制対象外とする。平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせん(注1)について登録制の導入等の規制強化が行われたほか、規制対象が拡大され、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。銀行の扱う提携教育ローン等も個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。その際、登録業者としての対応負担(注2)が増加すると見込まれたため、多くの地銀が提携ローンの取扱いを停止・縮小した。しかし、商品・サービスの販売業者からは銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている。</p> <p>(注1) いわゆる「個別クレジット」のこと。販売業者が行う商品販売等を条件とし、その代金を販売業者に交付したうえで、購入者から代金を受領する取引(代金立替契約)のこと。同様の経済効果が得られるスキームであれば、契約形態を問わず対象になる。銀行の提携ローンについては、販売業者が行う売買契約との間に、販売業者による利子補給や銀行による特別な金利優遇等の「密接な牽連関係」が存在する場合は、これに該当するとされている</p> <p>(注2) 個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、与信時の支払可能見込額調査や加盟店(販売業者)の契約時調査等が求められる。</p>
一般社団法人全国地方銀行協会	提携教育ローン、提携リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	<p>(a) 大学等との提携による教育ローン、および(b) 提携リフォームローンを割賦販売法による規制の対象外とする。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて登録制の導入等の規制強化が行われたほか、規制対象が拡大され、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。銀行の扱う提携教育ローン等も個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。その際、登録業者としての対応負担が増加すると見込まれたため、多くの地銀が提携ローンの取扱いを停止・縮小した。しかし、商品・サービスの販売業者からは銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている。特に以下のローンは顧客ニーズが高い。</p>

		<p>(a) 大学等（国公立・私立の学校〈大学・短大・高専・高校・中学・小学校〉や私立の専門学校）との提携による教育ローン</p> <p>学校側は入学案内や入試案内と共に地元金融機関の金利優遇等のある提携教育ローンを案内したいとのニーズがある。平成20年の割賦法改正は悪質な販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、大学等（特に国公立の大学等）にはそうした懸念はないと考えられる。なお、金利優遇等を伴わない場合も、経産省作成のFAQを見ると銀行の教育ローンのパンフレット等の設置も個別信用購入あっせんとみなされる可能性が否定できず、それすらも行えないとする銀行もあり、顧客利便を損なっている。</p> <p>(b) リフォームローン</p> <p>東日本大震災の復興需要の本格化に加え、環境対応のための太陽光パネルの設置や高齢化のためのバリアフリー改修などのリフォーム案件が増加すると考えられ、銀行もリフォーム業者との連携により、お客様に安定かつ低利の資金を提供することが求められている。所管官庁からの回答に「高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブルの増加が平成20年度改正の背景になっている」とあるが、例えば、リフォーム瑕疵保険加入事業者との提携によるものに限定するなどの方策をとれば、消費者保護上の問題は少ないと考える。</p>
<p>一般社団法人第二地方銀行協会</p>	<p>「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外</p>	<p>国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について割賦販売法の規制の対象外とし、取扱いに伴う負担の軽減を図る。</p> <p>【提案理由】</p> <p>銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性について契約の都度調査を行ったり、年度ごとには取扱い状況等に関する詳細な報告書を提出するなどの態勢整備を求められる。従って、業務遂行に伴う負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。</p> <p>「教育ローン」については、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われるので、規制の対象外としていただきたい。</p> <p>利用者からは、銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者利便向上に資すると考える。</p>
<p>都銀懇話会</p>	<p>提携教育ローンに対する改正割賦販売法の適用の見直し</p>	<p>銀行等が扱う提携教育ローンについて、割賦販売法の規制対象外として頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>①平成20年の割賦販売法改正により規制対象が拡大された結果、銀行等が扱う提携教育ローンも、個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得ら</p>

		<p>れるスキームであれば規制対象となった。</p> <p>②その際、登録業者としての対応負担（個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、与信時の支払可能見込額調査や加盟店（販売業者）の契約時調査等が求められる）が増加すると見込まれたため、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。また、取扱いを継続する場合においても、提携教育ローンの事務フローが煩雑化したことにより、商品そのものの利便性の低下も指摘されているところである。</p> <p>③こうしたなか、大学等の学校や顧客からは、銀行等の扱う提携教育ローンを利用したいとの希望も寄せられているところであり、当該商品を割賦販売法の規制対象外として頂きたい。</p>
<p>一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫</p>	<p>預金取扱金融機関による提携ローン全般、もしくは教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の規制対象から除外</p>	<p>平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。</p> <p>については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。</p> <p>○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。</p> <p>○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。</p>

<平成26年度>

<p>一般社団法人全国地方銀行協会</p>	<p>提携による教育ローン・リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外</p>	<p>提携による (a) 教育ローン、(b) リフォームローンを割賦販売法による規制の対象外とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>個別信用購入あっせんによる過量販売やリフォーム詐欺等の消費者トラブルの増加を受け、平成20年の割賦販売法改正により、規制対象とする個別信用購入あっせんの範囲拡大と登録制導入等の規制強化が行われた。銀行の提携教育ローン等も規制対象となり、登録業者としての対応負担から多くの地銀が取扱いを停止・縮小せざるを得なくなった。しかし、商品・サービス販売業者からは提携希望が寄せられている。</p> <p>(a) 大学等（国公立・私立の学校&lt;大学・短大・高専・高校・中学・小学校&gt;や私立の専門学校）との提携による教育ローン学校側は入試・入学案内において地元金融機関の金利優遇等のある提携ローンを案内したいとのニーズがある。割販法改正は悪質な販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、大学等（特に国公立の大学等）にはそうした懸念はないと考えられる。</p> <p>(b) リフォームローン太陽光パネルの設置や、バリアフリー改修などのリフォーム案件の増加等に対応し、銀行はリフォーム業者との連携により、お客様に安定・低利の資金を提供することが求められている。銀行の場合、施工実績や地域における風評等をチェックし、信頼できる提携業者を厳選している。またお客様の支払能力を十分に調査する態勢も整備しており、銀行の提携リフォームローンを適用除外としても消費者保護上の問題は無いと考える。また、適用除外とする提携ローンを、例えば、国交省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録を受けている団体に属する事業者や、リフォーム瑕疵保険加入事業者との提携に限定すれば、より消費者のリスクが低減されると考える。本要望が実現すれば、地元大学等の学生確保、地域のリフォーム市場や中古住宅流通市場の活性化に貢献できる。</p>
<p>一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫</p>	<p>預金取扱金融機関による提携ローン全般もしくは教育ローン・リフォームローンを割販法の規制対象から除外</p>	<p>平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやさしい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。</p> <p>については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外と</p>

		<p>していただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。</p> <p>○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。</p> <p>○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。</p>
--	--	---